

愛荘町監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により提出された愛荘町職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の規定により次のとおり公表します。

令和7年3月24日

愛荘町代表監査委員 辻井 弘子
愛荘町監査委員 村田 定

第1 請求の受付

1. 請求の要旨

本件監査請求の要旨は以下のとおりである。（以下、原文のまま掲載）

措置請求の要旨

（1）公金支出

愛荘町は、令和6年8月7日付けで（甲）と契約を締結し、前記契約書に基づき2,926,000円を支出した。

（2）随意契約理由

本件を随意契約によることとした根拠は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「競争入札不適」によるとされている。

また、随意契約理由書には、上記業者選定の理由として「安価な価格で請け負うことが可能であります。」となっており1社指定（1社随意契約）であった。

（3）入札監視委員会

入札監視委員会での委員の発言で、

ア 「こちらは私の専門に近いものですから…中略…ここに随意契約しなければいけないという理由は全く見当たりません。」

イ 「３００万円はかかりません。」「だいたい相場１５０万円ぐらいですかね。」

ウ 「さらに重大な問題をご指摘申し上げたいと思うのですが、…中略…こちらも問題でございまして、これはある特定の公会計のソフトを使わないと駄目ですよということが書いてあるのです。こちらは、私が事情を知っているから申し上げるんですけども、公会計ソフトも世の中には数多くありまして、ここを使わなければいけないという意味は全く見当たらないです。」

エ 「仕様書には必要ということを書いてくださいというように懇願されて、仕様書を書いたと推察します。…中略…こちらは、独占禁止法に引っかかります。指定業者でなければならないという、これ虚偽なんです。」

オ 「特定のソフトを使わないとできませんと言って、随意契約を結ばせてるというのは、独占禁止法に引っかかってくるという意見も他の自治体でも出てきています。」

カ 「履行体制というところがあるのですが…中略…こちらアドバイザーでなくてもできます。これも虚偽です。」

キ 「これは随意契約をお辞めになった方がいい。」

ク 「ということで二重に問題がございますから、ここは少しご指摘申し上げて、改善をお願いしたいと思います。」

以上、入札監視委員会の指摘のとおり、虚偽の説明で１社随意契約をさせたのが明らかである。

よって、本件契約は、地方自治法及び愛荘町財務規則に明らかに違反し、違法かつ無効な契約である。本件契約に基づいてなされた支出については愛荘町に生じた損害である。

(４) 結論

よって、監査委員は、愛荘町長に対し、①違法かつ無効な本件契約に基づいて工事請負代金を受け取った業者に対しては不当利益の返還を求め、②虚偽の説明で１社随意契約をした業者に対し、公平取引委員会にその事実を報告し、③入札参加資格停止等、適当な措置を採るよう必要な措置を講じるように勧告することを求めるものである。

(5) 資料

- ・ 契約書
- ・ 随意契約理由書
- ・ 入札監視委員会議事録

2. 請求人

(氏名省略)

3. 請求書の提出日

令和7年1月30日

4. 請求書の補足及び訂正

(1) 補足事項

なし

(2) 訂正事項

なし

第2 請求書の受理

本件請求は、法定要件を具備しているものと認め、令和7年2月27日に請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1. 監査の対象事項

請求の要旨から、本件監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 愛荘町が随意契約で行った支援業務契約が違法または不当であったかどうか。
- (2) 支援業務契約について町が公正取引委員会に報告する対象となるのか。
- (3) 入札参加資格停止等の措置の対象となるのか。

2. 監査対象部局

経営戦略課

3. 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、証拠の提出および陳述

の機会を与えたところ、これらを行わない旨の意思表示があったため、実施しなかった。

4. 関係職員等の陳述

地方自治法第242条第8項の規定に基づき、関係課職員に対して、令和7年3月11日に陳述を求めたところ、次のとおり陳述がなされた。

(1) 職員の陳述

まず、弁明書の弁明の趣旨としまして、本件請求を棄却するとの決定を求めるものでございます。

事実の認否、請求理由、「虚偽の説明で1社随意契約をさせたのは明らかである。よって、本件契約は、地方自治法及び愛荘町財務規則に明らかに違反し、違法かつ無効な契約である。」については、否認する。今回の随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき契約したものであり、また、虚偽の説明はなく、それに基づき契約した事実もないため違法かつ無効な契約ではないということでございます。

弁明の理由といたしまして、関係法令でございます。契約の締結、地方自治法第234条第2項売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとするものでございます。

前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるということでございます。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号随意契約、地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするときということでございます。

1の弁明事実の、随意契約の違法性または不当性について、今回の随意契約は、令和6年度統一的な基準による地方公会計整備支援業務に関して、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、起工したものでございます。

この業務に関しましては、平成29年度にプロポーザル方式により、地方公会計システム通称(X)を導入し、現在まで使用しているものでございます。そのシステムに、平成28年度から令和4年度までの決算関係情報や固定資産情報を構築された実績があることに加え、職員ではできない専門性の高い業務であること、あと本町の状況や公会計システムの内容に精通されていること、かつ、過去の情報を知り得ていることから安価な価格で請け負うことが可能であると判断したものでございます。

地方公会計システム(X)につきましては、導入当初からバージョンアップも行わずに、

保守料だけで使用しているものでございまして、他のシステムを導入した場合は導入経費が別途必要となるということでございます。

また、あらためて他の業者へ業務委託を行った場合は、当町の固定資産情報を全て一から確認する必要があります。固定資産情報は公会計整備にとって最も重要なものであり、他の業者が委託業務を行う場合、過去の固定資産の分類などを全て確認し、当該年度の固定資産情報を登録する必要があることから、別途費用が必要になり、効果的・効率的ではないと判断し、競争入札不適としたものでございます。

安価な価格で請け負うことが可能、それに関しては、他の業者から参考見積を徴収し、安価であることの確認を行っております。虚偽の説明の否認についてでございますが、入札監視委員会の委員の発言の中の、まずアでございます。「こちらは私の専門に近いものですから…中略…ここに随意契約しなければいけないという理由は全くみあたりません。」については、上記の理由から随意契約は妥当と判断しております。

また、ウの「さらに重大な問題をご指摘申し上げたいと思うのですが、中略、こちらも問題がありまして、ここを使わなければいけないという意味は全くみあたらないです。」というところにつきましては、地方公会計システム(X)を使用しているのは、平成29年度のプロポーザルにより導入したものを変更すると導入費用がかかると当町が判断したことから、継続して使用しているだけのものでございます。

あと次、エに関しまして、「中略以下、独占禁止法に引っかかりますというところと、指定業者でなければできないという、これ虚偽なんです。」というところにつきましては、業者から懇願されて仕様書を書いた事実はございません。また、地方公会計システム(X)以外のシステムでも業務ができることは認識しておりますが、他のシステムに変えることによりまして不要なコストがかかると認識しており、現在のシステムを使用しているだけでございます。そのことから、独占禁止法に違反したという認識はございません。

カの「履行体制のところですが、中略以下こちらもアドバイザーでなくてもできます。これも虚偽です。」というところにつきましては、この地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業におけるアドバイザーでなくてもできることは認識しておりますけれども、これは今、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業でございまして、国が推進している事業のアドバイザーに登録されている方は実績が豊富であると当町が判断し、そのようにしているものでございます。

キの「これは随意契約をお辞めになった方がいい。」につきましては、上記の理由から随意契約は妥当と判断しております。

クの「ということで二重に問題がございますから、ここは少し指摘申し上げて、改善をお願いしたいと思います。」につきましては、一般社団法人地方公会計研究センターのメンバーでなければならないということを委員はおっしゃっておりますけれども、当町の仕様書にそのような文言はございませんので記載している事実はございませんので二重に問題というところは否定いたします。

以上のとおりであることから、虚偽の説明というものはなく、随意契約については妥当であり、地方自治法及び愛荘町財務規則に違反している事実はなく、違法かつ無効な契約ではないということでございます。

次の2公正取引委員会への報告の必要性についてでございますけれども、1で弁明いたしましたとおり、地方公会計システム（X）以外のシステムでもできることは認識しておりますが、他のシステムに変えることによりまして、不要なコストがかかると認識しておりますので、現在のシステムを使用しているだけでございます。また、当該システムを使わないとできない、仕様書に必要と書いてくださいと懇願された事実もございませんので、独占禁止法に違反したとの認識はございません。

次の3入札参加資格停止の必要性につきましても、1、2で弁明した通り独占禁止法に違反したと認識していないため、入札参加資格停止は必要ないものでございます。

証拠書類といたしまして、工事起工伺い、契約締結伺い、契約書、入札監視委員会の議事録の関係箇所抜粋を添付しております。

以上でございます。

第4 監査の結果

1. 請求内容に係る事実経過

本請求に係る事実経過は、関係課から提出された資料および関係職員の事情聴取等によれば以下のとおりである。

（1） 地方公会計システムの導入について

平成29年度にプロポーザル方式により、システム会社の地方公会計システム（X）を導入し、現在まで同システムを使用している。

（2） 地方公会計整備支援業務の委託について

平成29年度にプロポーザル方式により（乙）に委託している。以降令和4年度まで随意契約。

令和5年度は令和4年度まで随意契約で委託していた（乙）が公会計整備の委託業務をできないとされたことから、指名競争入札を行うも、応札者がなかったため、（乙）での実績があり、他町でも実績のある（甲）と随意契約を行い、令和6年度においても随意契約を行った。

（3） 支援業務委託に係る参考見積について

A社 2, 942, 500円

B社 3, 542, 000円

C社 3,674,000円

2. 監査委員の判断

まず初めに、請求人は入札監視委員会委員の発言を記載しているが、請求人が陳述を行わなかったため、この記載を監査請求人の主張として理解し監査を実施した。

また、本件に係る財務会計上の支出は審査時点で行われていないが、地方自治法第242条第1項で、「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」であることが、住民監査請求の要件とされており、すでに契約を締結し契約期間終了後に支出が予測されることから、監査を実施することとした。

本監査においては、町が随意契約で行った支援業務契約が違法または不当な財務会計上の行為または怠る事実該当するか否かについて次のとおり判断した。

普通公共団体における契約の締結方式については、地方自治法第234条第1項において、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りによる」と規定し、同条第2項では、「指名競争入札、随意契約、又はせり売りは、政令で定める場合該当するときに限り、これによることができる」と規定したうえで、地方自治法施行令第167条の2第1項では随意契約出来る場合の事由を限定している。これは、普通地方公共団体の締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札を原則とし、他の方式は例外とするものであると理解されている。

そして、そのような例外的な方法の一つである随意契約による場合は、手続きが簡略で経費の負担が少なく済み、しかも契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できるという長所がある反面、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右され、契約の適正な価格形成を妨げるおそれがあるという短所も指摘され得ることから、法は、一定の場合に限定して随意契約の締結を許容したものと解することができる。

随意契約の事由である施行令第167条の2第1項第2号に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とは言えないが不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多数とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに対応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成するうえで

より妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も本法施行令第167条の2第1項第2号に掲げる場合に該当するものと解すべきである。」(松本英昭著「新版逐条地方自治法第9次改訂版」)とされている。

また、随意契約の可否については、「契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」(最高裁昭和62年3月20日判決)として、その判断は地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定される、としている。

令和6年7月30日起案の本工事の起工伺いでは、本契約は随意契約が出来る場合の事由である、施行令第167条2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)に該当するとしている。その理由は、指定業者に当該業務の実績があること、専門性が高い業務であること、本町の状況に精通していること、安価な価格で請け負うこととしている。

町担当課の弁明では、統一的な基準による地方公会計整備は、企業会計と同じ財務4表と言われる書類を官庁会計においても作成するための業務であり、専門性が高いものである。またこの公会計整備支援事業を、あらためて他の業者へ業務委託を行った場合は、当町の固定資産情報を全て一から確認する必要がある。固定資産情報は公会計整備にとって最も重要なものであり、他の業者が委託業務を行う場合、過去の固定資産の分類などを全て確認し、当該年度の固定資産情報を登録する必要があることから、別途費用が必要になり、効果的・効率的ではないと判断し、競争入札不適としたものであると述べている。

また、他の業者から参考見積を徴収し、安価であることの確認を行っているとも述べており、事実、町担当課では3者から参考見積により安価であることを確認している。

これらの事実に基づけば、本契約において町が随意契約の方法により業者選定を行ったことについては、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して随意契約を行うことを判断したということができ、前述のとおり裁量権の逸脱、濫用があるとはいえず、違法ということはできない。

次に、請求人が入札監視委員会の委員の発言を根拠として、主張している内容について担当課は、委員はシステムの導入に関して発言をされているが、平成29年度の当初より導入しているものを使っているだけであると述べている。さらに、この委託業務の主なものが、固定資産の評価と財務書類を作成して分析することであり、本システムで成り立つ業務ではないとも述べていることと、議事録の内容から、委員の発言はシステム導入に関する意見であり、請求人が主張する業務委託の不当性には当てはまらないといえる。

愛荘町入札監視委員会要綱第2条第2号では、町が発注した建設工事等の案件のうち委員会が指定したものに関し、入札等の資格設定および指名理由ならびに経緯等について審議を行い、町長にその結果を報告するとともに、改善すべき事項があるときは、意見を具申することとしている。

意見の具申については、第5条第1項において、委員会は、第2条第1号または第2号の事務に関し、報告の内容または審議した対象工事等に係る理由、経緯等に不適切な点または改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、町長に対して意見を述べるができることとしている。

さらに、第4条第5項では、会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとしている。

担当課が提出した会議録によると、請求人が主張する入札監視委員会の委員の発言は、町に対し、対象工事等に係る理由、経緯等に不適切な点または改善すべき点があると認め、出席委員の過半数で決した事実を確認することは出来ず、委員の発言が意見具申されたものとはいえない。

本事業に対する知識や経験の豊富な委員が、他市町の状況もふまえ、一般論的な意見を述べられたものと推察され、すべてが本町の業務に当てはまるとはいえない。また、委員の発言を受け、担当課は次年度に向け、方向性を協議すると答弁している。

請求人は、虚偽の説明で1社随意契約をした業者について公正取引委員会に事実を報告するよう求めている。この内容については、まず公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条において、「各省庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項の規定に違反する行為があると疑うに足る事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならないと規定されている。

町は、入札監視委員会の委員が述べるような、業者から懇願されて仕様書を書いた事実はなく、また既に導入している現在のシステムを使用しているだけであると述べている。入札監視委員会の会議録によると、委員は「一略一おそらくこの財務ご担当課へ、この（甲）のシステムを使わないとできないと。仕様書には必要ということを書いてくださいというように懇願されて、仕様書を書いたと推察します。一略一」と述べているが、仕様書には「（甲）のシステムを使わないとできない」というような記載はなく、すでに導入しているシステムを使用することを記載している。さらに、（甲）のシステムを導入していないことから、同業者が持っているシステムを使用することを依頼することはできないと考える。

このことから、請求人が請求する公正取引委員会への報告対象とはならないと考える。

次に入札参加停止については、町は愛荘町建設工事等入札参加停止基準に基づき行くと

している。請求人の請求の内容は、基準に定める措置要件のうち、虚偽記載と独占禁止法違反行為についての項目が対象となると思われるが、いずれも先に述べた通り措置要件に該当するとは考えられない。担当課も弁明の中で、入札参加資格停止は必要ないと述べているとおり、必要な措置を講じるよう勧告する必要はないと考える。

以上から、随意契約を締結することが妥当であると考えることには十分な理由があり、随意契約を締結したことに違法性又は不当性は認められず、財務会計上の行為または怠る事実該当するとは言えない。また、支援業務契約について町が公正取引委員会に報告する対象とはならず、入札参加資格停止等の措置の対象ともならないと判断し、本件請求を棄却する。